

東労雇均発 0906 第 1 号
令和元年 9 月 6 日

一般社団法人東京経営者協会 会長 殿

東京労働局 雇用環境・均等部長



女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律
に関する広報依頼について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、労働局の業務の推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の法律（以下「改正法」という。）については、本年 5 月 29 日に国会で可決・成立したところですが、この改正法は、女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備することを目的としたものであり、主な内容は、女性の職業生活における活躍の推進に関する一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大等（女性活躍推進法の一部改正）の他、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務の新設（労働施策総合推進法の一部改正）、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等の措置（男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の一部改正）などであり（別紙1）、具体的な施行日等、改正法の施行のために必要な関係政省令等については、今後、厚生労働省内での審議を踏まえ、本年内を目途に制定される予定です。

この改正法についての周知啓発は当部が中心となり行いますが、当面の間（関係政省令等が制定されるまでの間）においても、別添のリーフレット（①「パワーハラスメント対策が事業主の義務となります」、②「女性活躍推進法が改正されました」）を使い、あらゆる機会を通じ、改正内容等の周知を行うこととしています。

貴職におかれても、当部の取組にご理解の上、リーフレットの備え付け、会員向け広報誌への掲載等（別紙2参照）につきまして、特段の配慮を賜りますよう依頼申し上げます。

なお、改正法について、指針等が明らかになり次第、より一層の周知広報を行うことを予定（12月を予定）しています。今後、周知啓発への協力につきまして改めて依頼をさせていただくこともありますが、その際には、引き続き、当部の取組について特段のご高配を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。